

公示

平成 30 年度海洋水産資源開発事業（底びき網（かけまわし）：日本海北部海域）に係る「秋田県の底びき網漁獲物およびトヤマエビの日本国内における流通状況に関する調査委託」に関する委託事業委託先の公募について

国立研究開発法人水産研究・教育機構では、平成 30 年度海洋水産資源開発事業（底びき網（かけまわし）：日本海北部海域）に係る「秋田県の底びき網漁獲物およびトヤマエビの日本国内における流通状況に関する調査委託」について、実施者を募集します。本委託業務の受託を希望される方は、下記に従いご応募下さい。

記

（1）事業名

平成 30 年度海洋水産資源開発事業（底びき網（かけまわし）：日本海北部海域）に係る「秋田県の底びき網漁獲物およびトヤマエビの日本国内における流通状況に関する調査委託」に関する委託事業

（2）事業実施の目的及び概要

①目的

秋田県の底びき網漁業における漁獲物販売収入増による収益性の向上を目指した取り組みの一環として、既存の有用魚種の付加価値向上および未利用・低利用魚種の利用等による販売戦略を提案することを目的とする。そのために、主要漁獲対象種の既存の流通状況を一元的に把握する。また、販売戦略的アプローチにおける各取り組みの中心魚種としてトヤマエビに着目するため、本種の全国的な流通状況等を把握すること目的とする。

②概要

受託者は日本海北部沖合底びき網漁業の漁獲物の効率的、効果的な販売による付加価値向上を図るための流通の実態調査及び販売戦略立案を行う。

（3）予算規模

契約限度額は、9,000,000 円：平成 30 年度 6,000,000 円、平成 31 年度 3,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）を予定

（4）選定対象者数

本委託事業は（2）に定める全ての事業を実施できる 1 者を選定するものとする

る。

(5) 応募資格

本ホームページに掲載する応募要領[PDF]をご参照下さい。

(6) 契約期間

契約期間は契約締結日から平成31年7月31日までとする。

(7) 参加表明書に関する事項

本委託事業への参加を希望する者は、本ホームページに掲載する応募要領を参照のうえ、申請してください。

<募集期間等>

平成30年6月28日から平成30年7月24日までの26日間

受付曜日：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

受付時間：10：00～12：00 及び 13：30～16：30

(8) 応募に係る事業等の内容について

本事業に関する内容は本ホームページに掲載する応募要領[PDF]をご参照ください。

(9) 応募・照会窓口

〒220-6115

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3

クイーンズタワーB 15階

国立研究開発法人水産研究・教育機構 開発調査センター

開発業務課 支援係 栗原 亮・多辺田 静

電 話：045-227-2728

F A X：045-227-2705

平成 30 年度海洋水産資源開発事業（底びき網（かけまわし）：日本海北部海域）に係る
秋田県の底びき網漁獲物およびトヤマエビの日本国内における流通状況に関する調査委託
応募要領

1. 事業名

平成 30 年度海洋水産資源開発事業（底びき網（かけまわし）：日本海北部海域）に係る
秋田県の底びき網漁獲物およびトヤマエビの日本国内における流通状況に関する調査委託

2. 事業の目的

国立研究開発法人水産研究・教育機構は、日本海北部海域で操業を行うかけまわし漁法の底びき網漁業の経営の継続と発展を目指す観点から、現在、秋田県のかけまわし漁法による底びき網操業を行う漁業を対象に調査事業を実施している。本調査事業では、漁具漁法的アプローチを軸として生産効率の向上を目指すとともに、販売戦略的アプローチとして水揚げ製品の高度な鮮度管理技術の導入による高付加価値化および新たな販売ルートの開拓や新たな製品形態の導入を目指した各種取り組みを実施している。

本業務は秋田県の底びき網漁業における漁獲物販売収入増による収益性の向上を目指した取り組みの一環として、既存の有用魚種の付加価値向上および未利用・低利用魚種の利用等による販売戦略を提案することを目的とする。そのために、主要漁獲対象種の既存の流通状況を一元的に把握する。また、販売戦略的アプローチにおける各取り組みの中心魚種としてトヤマエビに着目するため、本種の全国的な流通状況等を把握する。

3. 事業の概要

受託者は日本海北部沖合底びき網漁業の漁獲物の効率的、効果的な販売による付加価値向上を図るための、以下の項目について調査を実施する。

(1) 秋田県の底びき網漁業による水揚げ物の流通実態調査

秋田県漁業協同組合の北部総括支所管内、船川総括支所管内および南部総括支所管内のそれぞれで取り引きされる底びき網漁業の水揚げ製品を対象に、下記に記された情報を収集して整理する。

1) 情報を収集する魚種

調査必須魚種：トヤマエビ、マダラ、ヒラメ、ムシガレイ

可能であれば調査対象とする魚種（優先順）：

たこ類、ヤリイカ、ヤナギムシガレイ、ホッコクアカエビ、ズワイガニ、

スケトウダラ、マダイ、アカムツ、アンコウ、ヒレグロ

2) 流通経路と経過日数

秋田県内の各地区の産地市場から県内流通および県外流通（秋田県から北側、東

北地方各県あるいは東北地方以南（日本海側～関西方面、関東方面）の最終消費地市場までの各経路を把握し、それぞれの経過時間を経路毎に調べる。

3) 単価の動向

上記の1) に示した魚種毎に、上記の2) の経路毎（途中段階も含む）および季節別の単価の動向を調べる。また、同一魚種において秋田県産と他産地の単価に差があった場合にはその理由について聞き取りを行う。

4) 上記調査過程で各流通段階における聞き取り調査を通じて、消費者や小売業者、流通業者が求める製品の品質や製品形態のうち、生産者側で対応可能なものについて明らかにする。

(2) トヤマエビの全国の流通実態調査

秋田県北部地区で水揚げ金額の上位を占めるトヤマエビについて、全国的な流通状況を把握した上で、秋田県で漁獲されたトヤマエビの新たな販売ルートの模索や活トヤマエビの出荷に向けて必要な情報を整理して、秋田県で漁獲されるトヤマエビの市場拡大戦略を構築するための知見を収集する。

1) 主要産地と漁獲量

トヤマエビの主要産地と季節別漁獲量の傾向を把握する。

2) 各産地からの流通過程と製品形態および単価の動向

各産地で水揚げされるトヤマエビについて、製品形態および最終消費地までの流通過程（経路と時間）を把握するとともに、季節別の単価やその動向、価格形成要因を調べる。また、秋田県産と他産地の単価に差があった場合にはその理由について聞き取りを行う。

(3) 未利用・低利用魚種の流通可能性調査

秋田県で漁獲されるが、市場に流通せずに投棄または自家消費される魚種が存在する。上記調査過程において、これら未利用・低利用魚種について調査し、これらの販売流通の可能性について検討する。

1) 魚種

ウロコメガレイ、マダラ（小型個体：体重が概ね1kg以下、被鱗体長が概ね40cm以下）、アブラツノザメ、ミズダコ（活魚）、ざこえび類（活魚）

2) 各産地からの流通過程と製品サイズ、形態および単価の動向

上記（1）の調査において秋田県の水産物が流通する市場で、これら魚種の流通の有無や実態について調査し、その製品形態やサイズ、価格動向について調べ、これら魚種の新たな販売ルートの創出の可能性について検討する。

(4) 沖合底びき網漁業による漁獲物の販売戦略立案

(1)～(3)の結果を踏まえて総合的な分析を行い、当該地域の漁獲物の付加価値向上や販売ルートの開拓等による新たな販売戦略について立案する。

(5) 既存漁獲物の新たな製品形態および未利用低利用漁の流通状況の把握

上記(4)によって得られた成果について、開発調査センターが平成31年4月～6月に実施予定の調査船調査において、漁獲物を用いて新たな製品を販売する。これらについて、実際の流通状況や価格動向を把握し、新たな製品の有効性について検証する。

4. 調査期間

平成30年8月から平成31年7月まで

5. 結果の報告

本調査の成果は、中間報告および最終報告として、それぞれ期限内に提出する。報告書は紙媒体冊子10部および電子媒体(Microsoft社製Word文書等)で提出する。また、本調査を通じて得られた数値データ類はエクセル等電子媒体ですべて提出する。

(1) 中間報告

上記3.(1)～(4)については、平成31年度1月末までに中間報告として取りまとめ概要報告するとともに、3月末までに中間報告書を作成し提出する。

(2) 最終報告

上記3.(1)～(4)については、5.(1)の中間報告以降に加えられた情報や季節別データ等を含め最終とりまとめを行い、3.(5)において得られた成果を含めて総括し、最終報告として本委託事業終了後2か月以内に提出する。

6. 予算規模

契約限度額は、9,000,000円：平成30年度6,000,000円、平成31年度3,000,000円

7. 選定対象者数

本委託事業は、2.に定める全ての事業を実施できる1者を選定するものとする。

8. 応募資格

資格を有する者は、次の(1)及び(2)の双方に該当する者とする。

(1) 対象者

独立行政法人，国立研究開発法人，国立大学法人，地方公共団体，民間団体（公益法人を含む），民間企業

（２）参加資格

次の各号の全てに該当する者

- 1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構の平成 29, 30 年度一般競争参加資格または各省各庁における平成 28, 29, 30 年度物品の製造契約・物品の販売契約・役務の提供等契約及び物品の買受け契約（全省庁統一資格），農林水産省大臣官房予算課における平成 29, 30 年度建設工事契約及び測量・建設コンサルタント等契約の競争参加資格を有している者であること。
- 2) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（改正平成 29 年 12 月 1 日付け 29 水機本第 91128001 号）第 12 条及び第 13 条の規定に該当しない者であること。
- 3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約，物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし，全省庁統一資格に格付けされている者である場合は，国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 国内外の水産物の流通及び情報収集に関する知識と経験を有し，かつ，本委託事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な人員を有している者。
- 5) 本委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し，かつ，資金等について十分な管理能力を有している者。

9. 契約期間

契約期間は契約締結日から平成 31 年 7 月 31 日までとする。

10. 参加表明書に関する事項

本委託事業への参加を希望する者は，参加表明書（応募要領様式第 1 号）を 23. の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。なお，郵送により提出する場合は次の期間必着とする。

<募集期間等>

平成 30 年 6 月 28 日から平成 30 年 7 月 24 日までの 26 日間

受付曜日：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

受付時間：10:00～12:00 及び 13:00～16:30

11. 応募に係る説明会の開催について

本委託事業に応募を希望する者は、平成30年7月17日に説明会を開催するので、「事業企画に関する説明会出席届」（応募要領様式第2号）を平成30年7月12日までに23.の「応募・照会等窓口」へ提出すること。

12. 応募する企画提案（企画提案書）の内容

- (1) 10.の参加表明書を提出した者（以下「参加者」という）は、「企画提案書」（応募要領様式第3号）を作成するものとする。
- (2) 企画提案書には次の項目及び内容を提案するものとする。
 - 1) 事業計画、実施体制、実施スケジュール及び内容を提案するものとする。
 - 2) 見積書（積算内訳）（応募要領様式第4号）
 - 3) 購入（予定）物品一覧（応募要領様式第5号）

13. その他提出書類

参加者は、企画提案書及び見積書（積算内訳）の他、次に掲げる書類を作成するものとする。

- (1) 参加資格を明らかにするもの
- (2) 過去の事業実績等（様式任意）
- (3) その他参考となる資料

14. 企画提案書及びその他の書類の提出期限・提出先・提出部数

- (1) 参加者は、企画提案書及びその他書類（以下「企画提案書等」という）を1部、平成30年7月24日までに郵送により提出すること。
- (2) 提出する企画提案書等は、1者につき1点に限る。また、企画提案書等を上記期日までに提出しなかった参加者については、失格とする。

15. 審査方法

(1) 企画提案会

- 1) 企画提案書等の審査を行うため、必要に応じて、参加者が企画提案書等の内容について説明する企画提案会を開催することがある。開催するときは開催日時及び場所等の詳細を参加者に対して連絡する。
- 2) 前項の企画提案会への出席を拒んだ参加者は失格とする。

(2) 契約候補者の選定等

企画提案会での説明を踏まえ、提出された企画提案書を16.の審査基準に基づいて採点・審査を行い、審査基準に基づいて選出された参加者を契約候補者として採択する。
なお、審査は非公開とする。

16. 審査基準

企画提案書等の採点及び契約候補者の選定は以下の基準に従って行う。

(1) 応募資格

8. の応募基準を満たしているか。

(2) 経理処理能力の有無

本委託事業の目的を達成するための、管理部門の構成は適切か。また、専属の担当を決められるか。

(3) 事業の理解度

本委託事業の目的を的確に理解しているか。

(4) 事業の実施手順

本委託事業の実施手順及び各項目の必要日数は適切か。

(5) 事業実施に関する知見

本委託事業を適切に実施するうえで必要な知見・知識を有しているか。

(6) 事業の実施計画

本委託事業の目的に対して実施計画は適切か。

(7) 経費の妥当性

事業にかかる経費が事業内容と比較して適切かどうか。

(8) 事業目的達成の実現度

以上を勘案の結果、事業目的の達成の実現度はどれくらいか。

(9) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法に基づく認定、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等の有無。

17. 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に通知する。

18. 企画提案に要する費用の負担

企画提案に要する費用は参加者が負担する。

19. 企画提案書等の返却の可否等

(1) 提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 企画提案書等は採点等本委託事業にかかる事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。

20. 企画提案書等に使用する言語

企画提案書等に使用する言語は日本語とする。

2 1. 成果品（著作権等）の帰属

本委託事業にかかる研究の成果に関する次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という）は、国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長が継承するものとする。

- (1) 特許を受ける権利または当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利または当該権利に基づく特許権
- (3) 意匠登録を受ける権利または当該権利に基づく意匠権
- (4) 品種登録を受ける地位または育成者権
- (5) 著作権

2 2. その他

本委託事業に係る契約は、契約候補者と委託契約の協議が整い次第、当センターとの間で締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

2 3. 応募・照会窓口

〒220 - 6115

神奈川県横浜市西区みなとみらい 2 - 3 - 3

クイーンズタワーB 15階

国立研究開発法人水産研究・教育機構 開発調査センター 開発業務課

支援係 栗原 亮 ・ 多辺田 静

電話：045 - 227 - 2728

FAX：045 - 227 - 2705